

声明

新型コロナウイルスをめぐる情勢の下で障害児者の権利を守るために[要旨・部分]

2020年5月9日 全障研常任全国委員会

新型コロナウイルス感染症が広がるなかで、日本社会の抱える矛盾が露呈しました。障害児者や家族の生活にとりわけ大きな困難が生じています。私たちは、障害児者とその家族、また障害児者に関わる人たちの人間的な諸権利を守り、発達を保障することが必要だと考えます。

◎児童発達支援の分野では、休所や感染予防のために、多くの子どもが通所できなくなりました。家庭内に限られた生活は、子どもの精神や生活リズムを不安定にし、その行動や健康の問題が家族を疲弊させています。

◎学校の「9月入学」が主張されています。危機に乗じて拙速に学校制度の根幹を変えることは許されません。グローバル経済やエリート人材育成ばかりに目を向ける傾向も見過ごすことができません。今必要なことは、子どもたちのこころとからだの状況をていねいにつかみ、そのねがいに応える学校再開の在り方を知恵を集めて考えあうことです。

◎学校を臨時休業にしながら子どもの居場所を放課後等デイサービスや学童保育に求める施策は、教育と福祉の関係性にも大きな歪みをもたらしました。子どもらしい生活と権利を守るために、関係者がいっしょに考え、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

(全文は<http://www.nginet.or.jp/posts/news6.html>)

自らの機能障害の状態を踏まえて、人間としての諸権利を「享有・行使」するためには必要な「変更及び調整」のことなのであり、それを要求する力を育てるといふことは、すなわち障害のある子ども一人ひとりを、今日と未来の社会を生きる主権者として育てること、この課題を障害者権利条約における権利保障の仕組みを踏まえて具体化するということにほかならないからです。

そして、これはなにか特別な場面での特別な指導過程に関わることなのではないかと、日々の教育実践の一コマ一コマのなかで具体化されなければなりません。先に「教育の過程全体が」と書いたのはこのことを指します。

●「コロナ後」の学校に必要なこと

新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される状況の下、私たちはこれまで経験したことのない事態に直面しました。今、3カ月にわたる休校を経た学校の再開にあたり、教育行政は「学習の遅れを取り戻す」ことを眼目として「夏期休業の短縮」「7時間授業」「土曜登校」などさまざまな対応を打ち出し、学校現場ともきびしく制限され、他方では連日のコロナ報道にさらされる生活を送りました。こうした生活は子どもたちのからだと心にどんな影響を与えたでしょうか。

こうした状況を踏まえるなら、今必要なことは「すべての子どもたちのこころとからだの状況をていねいにつかみ、そのねがいに応える」学校再開のありようを、事実に基づき、知恵を集めて考えあうことだと思います（全障研常任全国委員会声明「新型コロナウイルスをめぐる情勢の下で障害児者の権利を守るために」2020年5月9日）。このような学校と教育のあり方を、日々の教育実践と学校づくりのなかに貫いていくことができるかどうか、そうしたことのうちにこそ「障害者権利条約の最前線」があるように思えてなりません。（こしのかずゆき）

リレー連載

障害者権利条約の最前線

第5回 合理的配慮の要求主体と教育実践 第24条 教育 その3



全障研全国委員長・奈良教育大学 越野和之

障害者権利条約を日本政府が批准して6年。条約の趣旨は教育現場に十分に浸透しているでしょうか。

●合理的配慮をめぐつて

条約批准にむけた課題を検討した中央教育審議会の報告は、子どもへの合理的配慮の「内容を個別の教育支援計画に明記する」などの方向を示しました（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進）（2012年）。こうした背景もあってか、個別の教育支援計画などに「合理的配慮」欄を設け、内容を担任等で検討することが多くなっています。

しかし、こうした対応だけでは、条約の言う合理的配慮の趣旨は実現できず、かえって条約の趣旨を損なう可能性すらあります。合理的配慮とは、障害のある当事者（子どもの場合には本人の権利の代理人としての保護者を含む）が、自らの人間的諸権利の「認識・享有・行使」が妨げられていると感じる場合に、その状況を改めるために、必要な「変更及び調整」を求めることができる、ということを中核とする概念です。当事者からの「変更及び調整」への要求を踏まえず

こうしたことを踏まえて私は、わが国の教育が合理的配慮の趣旨を十分に踏まえたものになっていくための課題は、各種個別計画などに「合理的配慮」の欄を設けることなどではなく、教育の過程全体が、障害のある子ども・青年たちを「合理的配慮の要求主体に育てる」という課題に向き合うものになっていくことだと書いたことがあります（越野『子どもに文化を 教師にあこがれと自由を』2019年）。

このことはなにか目新しいとりくみを教育実践に求めるこではありません。「合理的配慮」とは、障害のある人が、

者にとって、自らの権利の「認識・享有・行使」を「害し、妨げる」こと（「障害に基づく差別」。権利条約第3条）になりかねません。条約の趣旨を踏まえるならば、子ども（および保護者）こそが合理的配慮の要求主体と位置づけられなければならないのです。

●合理的配慮の要求主体を育てる

この教育が合理的配慮の趣旨を十分に踏まえたものになつていくための課題は、各種個別計画などに「合理的配慮」の欄を設けることなどではなく、教育の過程全体が、障害のある子ども・青年たちを「合理的配慮の要求主体に育てる」という課題に向き合うものになつていくことだと書いたことがあります（越野『子どもに文化を 教師にあこがれと自由を』2019年）。

このことはなにか目新しいとりくみを教育実践に求めるこではありません。「合理的配慮」とは、障害のある人が、